

## 産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「市条例」という。）に規定する神戸エンタープライズゾーン（以下「ゾーン」という。）に進出する事業者に対し、事業者が支払うオフィスの賃借料の補助を行うことにより、医療産業クラスターの拡大を推進し、もって神戸経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とする。

2 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィスとは、原則として企業等の試験研究施設、展示施設又は事務所等に使用することを目的として建設され、兵庫県知事より中核施設として認定を受けた建物の賃借対象部分をいう。
- (2) 中小企業とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者のことをいう。ただし、次のいずれかに該当するみなし大企業を除く。
  - ア. 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（法第2条第1項に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者、以下同じ。）の所有に属している中小企業者。
  - イ. 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している中小企業者。
  - ウ. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。
- (3) 移転とは、ゾーン内において入居するオフィスを変更するものをいう。
- (4) 拡張とは、ゾーン内において入居するオフィスの賃借面積を増加する場合をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる事業者は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

- (1) 中小企業又は一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であること。
- (2) これまでに神戸市、兵庫県もしくは阪神・淡路大震災復興基金から賃料補助を受けたことのないこと。
- (3) 兵庫県が制定した産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年条例第20号、以下「県条例」という。）に規定する立地促進事業等の確認を受けていること。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 4 項から第 11 項までに掲げる営業又は宗教活動又は政治活動に関する事業を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。
- (6) 暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。また、役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (8) 神戸市指名停止基準要綱第 2 条第 1 項に規定する指名停止処分を受けていないこと。
- (9) 市税の滞納処分を受けていないこと。
- (10) その他、市長が補助金の支出先として適切でないと判断する事業者ではないこと。

2 前項第 1 号および第 3 号の規定に関わらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに市条例別表第 1 の 6 の項に規定する事業で市条例に規定する特定事業計画、中核事業計画もしくは特例中核事業計画の認定を受けた事業者又は特定事業計画に相当する計画であることの確認を受けた事業者であって、令和 5 年 3 月 31 日までに本補助金の交付決定を受けた事業者については、交付の対象とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の対象となる経費は、事業者が支払うオフィスの月額賃借料（以下「オフィス賃料」という。）とする。ただし、事業者が自ら所有、運営するオフィスに入居する場合は対象としない。

2 次の各号に規定する経費は補助対象経費には含まないものとする。

- (1) 共益費、敷金、礼金、保証料、仲介料など賃料以外の経費
- (2) 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費
- (3) その他市長が適当でないと判断する経費

（補助率及び補助金額）

第 5 条 補助率はオフィス賃料の 4 分の 1 以内とし、1 事業者につき平米あたり月額 750 円、年間 100 万円を限度として、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、第 3 条第 2 項の交付対象については、補助率はオフィス賃料の 2 分の 1 以内とし、1 事業者につき平米あたり月額 1,500 円、年間 200 万円を限度として、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

3 年度の途中から補助金交付が開始される場合又は年度の途中で補助金交付が終了する場合の当該年度の補助限度額は、年間限度額に補助対象月数を乗じた数を、12 で除した数（円未満切捨）とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の対象となる期間は、事業者がオフィスに入居した月（月の途中から入居するなど、入居した月において賃料を日割り等により支払う場合は、入居の翌月）から退去した月（月の途中で退去するなど、退去した月において賃料を日割り等により支払う場合は、退去の前月）までとし、補助金の交付を受けることができる期間（以下、「補助期間」という）は通算36か月を限度とする。なお、補助期間はオフィス賃料を支払う期間に限る。

2 事業者が、移転又は拡張した場合には、移転又は拡張前の補助期間と合算して36か月を補助期間の限度とする。

3 前項の場合において、事業者が月の途中で移転し当該月の賃料を日割り等で支払う場合は、当該月を除く36か月を補助期間の限度とする。

4 第1項の場合において、補助開始月以降に予算の制約上で補助を受けられない期間があった場合、当該期間を除く36か月を補助期間の限度とする。

(オフィス賃料を重複して支払う場合)

第7条 事業者が移転した場合において、移転前と移転後のオフィス賃料を重複して支払う月が発生する場合、当該月以降は移転後のオフィス賃料のみを補助の対象とする。

(事業年度)

第8条 本事業でいう事業年度は、市の会計年度である4月1日から翌年3月31日までをいう。

(交付申請)

第9条 事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき、補助金の交付を申請するときは、事業年度毎に次に掲げる書類を、初年度はオフィスの賃貸借契約期間開始日から2週間以内に、以後は各事業年度開始日から2週間以内に市長へ提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) オフィスの賃貸借契約書の写し

(3) 県条例に規定する立地促進事業等の確認もしくは特定事業計画、中核事業計画もしくは特例中核事業計画の認定または特定事業計画に相当する計画の確認を受けた者であることを証する書類

2 前項の規定に基づき補助金の交付を申請した事業者（以下「申請者」という。）が2年度目以降の交付申請をする場合、前年度以前に提出した内容から変更がない場合に限り、申請者は、前項第2号および第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、前項の交付決定にあたり、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができるものとする。

3 市長は、交付決定内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第2号-2）により、申請者に通知するものとする。

（補助申請の取り下げ）

第11条 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から2週間以内に限り、補助申請取り下げの旨を記載した書面により補助申請の取り下げを行うことができる。

2 前項の取り下げがあったときは、当該申請にかかる交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業等の変更）

第12条 第10条第3項の交付決定通知を受けた者（以下、「補助事業者」という）は、交付決定内容（代表者もしくは本社所在地に係る変更は除く）に変更が生じた場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、当該変更があった日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、代表者もしくは本社所在地にかかる変更があった場合は、補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号-2）を当該変更があった日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、補助金の振込先口座情報の変更があった場合は、振込先口座変更届（様式第4号-3）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第13条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行った場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、中止又は廃止があった日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し申請事項を承認すべきと認めるとき、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第14条 補助事業者は、当該事業年度における補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第7号）及びオフィス賃料の支払いを証明する書類の写し（以下「賃料支払証明書」という）を、その完了の日（第13条第2項の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日）から2週間以内に提出しなければならない。

2 前項の賃料支払証明書の提出について、補助事業者の承諾があれば、施設管理者が市長へ直接提出することも可とする。

(交付額の確定)

第15条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じ現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額（第12条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の交付額の確定後、事業年度の翌年度4月末日までに、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助金規則第19条または次の各号に掲げる場合において、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 県条例、本要綱の規定に違反したとき

(2) 本要綱の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき

(3) 交付決定を受けた者が、オフィス賃料、光熱水費等、オフィスの入居及び利用にあたって必要な経費を滞納している事実が判明したとき

2 市長は、前項により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合は、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部について、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、補助事業者へその返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金を、本市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、補助金規則第21条に定める方法により算定した遅延利息を、本市に納付しなければならない。

3 加算金及び遅延利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(調査)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業について補助事業者に対して関係書類の提出を求め、調査等を行うことができるほか、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、補助事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

(帳簿の備付け)

第21条 補助事業者は、補助事業にかかる支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(本要綱の失効)

第2条 この要綱は、平成32年3月31日まで適用する。

2 この要綱により交付の対象となった者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(本要綱施行に伴う経過措置)

第3条 改正前の「産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱」の交付の対象となる者については、この要綱の施行後においてもなおその従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(本要綱の失効)

第2条 この要綱は、平成32年3月31日まで適用する。

2 この要綱により交付の対象となった者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(本要綱施行に伴う経過措置)

第3条 改正前の「産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱」の交付の対象となる者については、この要綱の施行後においてもなおその従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(本要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和5年3月31日まで適用する。

2 この要綱により交付の対象となった者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(本要綱施行に伴う経過措置)

第3条 改正前の「産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱」の交付の対象となる者については、この要綱の施行後においてもなおその従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(本要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和8年3月31日まで適用する。

2 この要綱により交付の対象となった者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

補助金交付申請書

神戸市長 あて

住 所  
団体名  
代表者名

産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金の交付を申請します。

記

1 立地促進事業等認定（確認）年月日 もしくは 補助事業計画認定（確認）年月日  
令和 年 月 日

2 振込先口座

補助金交付 指定口座	金融機関名 支店名			
	預金口座種類		預金口座番号	
	口座名義人（フリガナ）			

3 賃貸契約の内容等

所在地			
ビルの名称		ビル管理者名 電話番号	
契約年月日	令和 年 月 日	入居年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
賃貸面積	m <sup>2</sup>		
賃貸料額	月 円 (m <sup>2</sup> あたり 円)		

4 オフィス賃料補助金

区分	令和 年度 月～ 月	令和 年度 月～ 月	令和 年度 月～ 月	令和 年度 月～ 月
賃貸料（月額）	円	円	円	円
補助金交付申請額（月額）	円	円	円	円
補助金交付申請額（年度額計）	円	円	円	円

5 添付書類

- 賃貸借契約書（写）
- 立地促進事業等認定（確認）通知書（写） もしくは 補助事業計画認定（確認）通知書（写）
- 収支予算書（別記）

実績報告時に必要となる証拠書類として、該当期間分の「賃料支払証明書」を、施設管理者より本市に提出することに同意します。

書類(1)及び(2)について、前年度以前の申請時に提出した内容から変更がないため省略します。

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

1 賃貸契約の内容等

所在地			
ビルの名称		ビル管理者名 電話番号	
契約年月日	令和 年 月 日	入居年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
賃貸面積	m <sup>2</sup>		
賃貸料額	月	円 (m <sup>2</sup> あたり	円)

2 オフィス賃料補助金

区分	令和 年度 月 ~ 月			
賃貸料 (月額)	円	円	円	円
補助金交付決定額 (月額)	円	円	円	円
補助金交付決定額 (年度額計)	円	円	円	円

※次年度以降は見込額

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、交付を受けた場合には、補助金の返還を求めます。  
補助金の返還については、補助金規則第21条により加算金及び遅延利息を徴します。
- (2) 補助事業者は、補助金規則及び産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱に従うこと。
- (3) 上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

様式第2号-2 (第10条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助金不交付決定通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定したので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

記

(不交付理由)

補助金交付決定内容変更承認申請書

神戸市長 あて

住所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 立地促進事業等認定（確認）年月日 もしくは 補助事業計画認定（確認）年月日  
令和 年 月 日

3 賃貸契約の内容等

所在地			
ビルの名称		ビル管理者名 電話番号	
契約年月日	令和 年 月 日	入居年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
賃貸面積	m <sup>2</sup>		
賃貸料額	月 円 (m <sup>2</sup> あたり 円)		

4 オフィス賃料補助金

区分	令和 年度 月 ~ 月			
賃貸料（月額）	円	円	円	円
補助金交付申請額（月額）	円	円	円	円
補助金交付申請額（年度額計）	円	円	円	円

5 添付書類

- ・収支予算書（別記）

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	( 円)	
計	( 円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	( 円)	
計	( 円) 円	

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

2 変更前を上段に ( ) 書き、変更後を下段に記入する

補助金交付決定内容変更承認通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で変更申請のあった産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金については、下記のとおり承認することにしたので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。

2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、令和 年 月 日付第 号の補助金交付決定通知書のとおりとする。

様式第4号-2 (第12条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助金交付決定内容変更通知書

神戸市長 あて

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付で産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金申請書に記載  
しました、 が変更になりましたので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金  
交付要綱第12条第3項により下記の通り通知します。

記

(旧)

(新)

●変更年月日 令和 年 月 日

振込先口座変更届

令和 年 月 日

神戸市長 あて

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助事業等の名称	
----------	--

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(振込先口座)

補助金交付 指定口座	金融機関名 支店名			
	預金口座種類		預金口座番号	
	口座名義人 (フリガナ)			

2. 変更後

(振込先口座)

補助金交付 指定口座	金融機関名 支店名			
	預金口座種類		預金口座番号	
	口座名義人 (フリガナ)			

補助事業中止（廃止）承認申請書

神戸市長 あて

住所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金について、次の通り中止（廃止）したいので、承認願いたく産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）予定年月日 令和 年 月 日

補助事業中止（廃止）承認通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金については、下記のとおり中止（廃止）の承認をしたので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

令和 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

補助事業実績報告書

神戸市長 あて

住所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付第 号で交付決定のあった産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助事業を下記のとおり実施したので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第14条第1項の規定により実績を報告します。

記

1 賃貸契約の内容等

所在地			
ビルの名称		ビル管理者名 電話番号	
契約年月日	令和 年 月 日	入居年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
賃貸面積	m <sup>2</sup>		
賃貸料額	月 円 (m <sup>2</sup> あたり 円)		

2 オフィス賃料実績

区 分	年度 月～ 月分実績報告	
	申 請 額	実 績 額
月額賃貸料		
年度分支払い賃貸料		
補助金交付申請額（月額）		
補助金交付決定額（月額）		
補助金交付申請額（年度額計）		

3 添付書類

- ・収支決算書（別記）
- ・賃料の支払いを証明する書類（施設管理者の発行するもの）

別記

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
計	円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

補助金額確定通知書

様

神戸市長

令和 年度産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金として下記のとおり確定したので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第15条第1項の規定により通知します。

記

1 確定額 金 円

補助金交付決定取消通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で交付決定した産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、産業クラスター形成促進支援事業オフィス賃料補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

記

補助金の額 円

取消しの理由